

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織（資料1-1-1～3参照）

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、さらに、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第3項の内部部局として、総務企画局、検査局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、16年度末現在、全体で一般職1,202名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。

II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

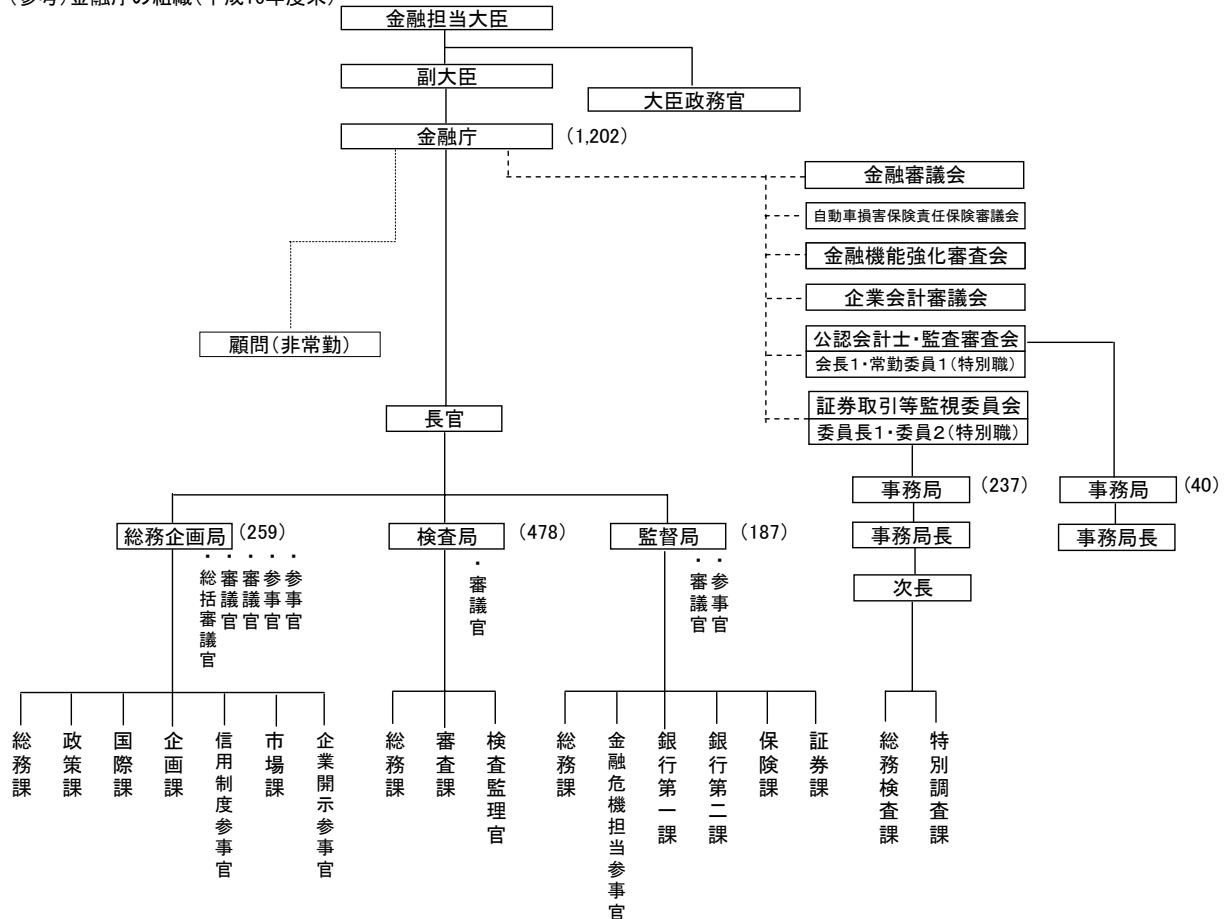
IV 組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用している。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

さらに、市場機能を中核とした金融システムへの移行に的確に対応していく観点

から、機能別の行政組織を基本としつつ、証券市場行政を担当する部署間の連携を一層強化するため、14年8月に、証券市場行政総括官を設置するなど、証券市場行政についての情報交換・連絡・調整を一層推進している。

(参考)金融庁の組織(平成16年度末)



第2節 平成17年度の体制整備(資料1-2-1参照)

平成17年度機構・定員要求の結果、最大限の合理化努力を行った上で、総務企画局審議官(国際担当)等の機構の整備、109名の増員が認められた。

(1) 金融・証券市場の利用者の安心の確保のための体制整備

- 課徴金制度の導入に対応するため、審判官、審判手続室、課徴金調査・有価証券報告書等検査室(証券取引等監視委員会)等を設置し、所要の要員を確保。
- 一元的な利用者相談体制を確立するため、金融サービス利用者相談室を設置し、所要の要員を確保。
- 総務企画局市場課の所掌事務のうち、企業開示に関する業務を分離し、企業開示課を設置。

(2) 実効性、効率性の高い検査・監督体制の整備

- 地域銀行、信託会社等に対する実効性、効率性の高い検査体制等を整備するため、所要の要員を確保。

(3) ルール整備等の法務体制の充実強化のための体制整備

- 投資サービス法制の検討、訴訟等への対応等のため、所要の要員を確保。

(4) 国際関係業務の充実強化のための体制整備

- 総務企画局審議官（国際担当）を設置（合理化のため、国際課を廃止）するほか、国際的な議論へのより積極的な参画等のため、所要の要員を確保。

(内訳)

| | 17年度増員 | 計画削減等 | 17年度末定員 | (参考) 16年度末定員 |
|-----------------|--------|-------|---------|--------------|
| 総務企画局 | 31 | ▲2 | 289 | 260 |
| 検査局 | 14 | ▲3 | 454 | 478 |
| 監督局 | 19 | ▲3 | 203 | 187 |
| 小計 | 64 | ▲8 | 946 | 925 |
| 証券取引等 監視委員会 | 44 | ▲9 | 307 | 237 |
| 公認会計士 ・監査審査会 | 1 | — | 41 | 40 |
| 総計 | 109 | ▲17 | 1,294 | 1,202 |

(注1) 中央省庁再編時の金融庁（金融再生委員会の廃止後（13年1月））の定員は766名。

(注2) 証券取引等監視委員会の17年度末定員には、検査局からの振替35名を含む。